

19川監公第5号

平成19年2月13日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年8月10日付け18川監公第9号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

18川総行革第249号

平成19年1月15日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 小林 貴美子 様

同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年8月10日付け18川監報第8号で報告のありました定期監査（工事監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度第1回定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

「積算に際して補正率の加算を適正に行うとともに、設計変更の取扱基準を作成すべきもの」

[指摘の要旨]

浮島1期廃棄物埋立処分地雨水排水路建設工事の積算に当たって、準拠すべき平成17年度の土木工事標準積算基準書によれば、廃棄物埋立処分地では、共通仮

設費率、現場管理費率に補正率を加算する必要がないにもかかわらず、市街地として、各々に2パーセント、1.5パーセントの補正率を加算していた。

積算に際しては、補正率の加算を適正に行われたい。

次に、管路敷設工事について見ると管径 800 ミリ管の敷設では、設計図書に明記されている山留を施工せず、法面を設けて施工していた。また、ボックスカルバート設置では、湧水が発生したため設計に計上されていない排水設備を設置したが、工事施工条件の変更が確認された場合の取扱いが明確でないため、排水の施工費が山留の施工費に見合うとして設計変更を行っていなかった。

工事施工条件の変更については、明確な取扱基準を作成し適切に設計変更を行われたい。

[措置の内容]

補正率の加算の適正化については、平成 18 年 5 月 29 日付け設計課長名文書「DID 地区（人口集中地区）に係る間接工事費の補正について（通知）」を関係部署あて送付し、浮島 1 期地区内における工事の積算においては、間接工事費（通仮設費・現場管理費）について、DID 地区として補正を行わない旨周知徹底を図りました。

次に、設計変更の取扱基準については、平成 18 年 11 月 21 日付け設計課長名文書「工事監査結果に伴う今後の対応について」を関係部署あて送付し、施工方法の変更にあたっては、工事契約約款・工事共通仕様書等に従って適正な設計変更を行なうよう周知徹底するとともに、工事施工条件の変更に係る取扱基準「設計変更の手引き」を作成し、平成 19 年 1 月から施行する旨周知徹底を図りました。